

Whiz i アイリスエディション売買規約

本規約は、株式会社アイリスロボティクス（以下「当社」といいます。）が法人または個人事業主のお客様（以下「お客様」といいます。）に対して提供する、自律走行式バキューム清掃ロボット「Whiz i アイリスエディション」（以下「Whiz」といいます。）の売買等の条件を定めています。お客様が、当社に申し込みを行った場合は、本規約に同意したものとみなします。

第1条 （定義）

1. 本規約に定める用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) 「ロボット」とは当社の提供する各種ロボットのことをいいます。
- (2) 「Whiz i アイリスエディション」とはロボットのうち当社の提供するロボット掃除機のことをいいます。
- (3) 「機体本体」とは、ロボットの本体部分（ハードウェア）をいいます。
- (4) 「本ソフトウェア」とは、機体本体に搭載されるソフトウェアをいいます。
- (5) 「付属品」とは、機体本体を除く提供製品をいいます。
- (6) 「本製品」とは、機体本体、本ソフトウェア、本サービス及びその付属品をあわせたものをいいます。
- (7) 「本サービス」とは、本製品のレンタルに加え、消耗品の定期配送や故障時の保証等を含めたものをいいます。
- (8) 「ライセンス」とは、本ソフトウェアのライセンスを提供するライセンス会社を言います
- (9) 「お客様」とは、本製品を貸借し自己の事業のために使用する法人もしくは個人事業主を指します。
- (10) 「製造メーカー」とは、ロボットの製造・開発をしているソフトバンクロボティクス株式会社を指します。
- (11) 「グループ会社」とは、アイリスオーヤマ株式会社のグループ企業を指します。
(グループ企業一覧 <https://www.irisohyama.co.jp/company/group/>)
- (12) 「仕様書」とは、本製品の取り扱いマニュアルの総称をいいます。仕様書には取り扱い方法、注意事項、機体本体の品質基準等を含みます。
- (13) 「個別契約」とは、個別の申込書等に基づきお客様と当社の間締結される契約を言います。
- (14) 「重大事故」とは、本製品に関して発生し、又は発生するおそれのある被害が重大な事象（法令違反、製品事故、誤接続、誤課金、顧客情報漏洩及び脆弱性を含むがこれらに限られないものとします。）をいいます。

第2条 （本サービスの内容）

1. 当社がお客様に対し販売する本製品の販売金額（以下「代金」といいます。）は、本ソフトウェアの使用にかかる許諾料を含みます。（購入者がお客様に本製品を納入する月を起算月とし 61 ヶ月間）

2. 本ソフトウェアの使用許諾期間経過後の本ソフトウェアの使用許諾は、お客様の再申込をもって延長できるものとします。詳細手続きについては、別途協議の上、合意するものとします。
3. 前項により本ソフトウェアの使用許諾期間が延長された場合においても、当初の本ソフトウェアの使用許諾条件は引き続き同じ定めが適用されるものとします。
4. 本サービス内容は別紙 1 に記載する通りとします。

第 3 条 (販売条件)

1. Whiz i アイリスエディションを購入の場合、お客様は本製品を使用する前に、Brain Corp.が定める本ソフトウェア使用許諾条件 (URL: https://www.softbankrobotics.com/jp/set/data/product/whiz/pdf/whiz_eula.pdf) に同意するものとします。
2. お客様が広告宣伝 (不特定多数に向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、テレビ、WEB などのメディアに掲載する宣伝を指します。) を行うにあたり、商標等を使用する必要がある場合、事前に当社に書面で通知し、当社の承諾を得なければならないものとします。当社の承諾なしにお客様が商標等を使用して広告宣伝を行った場合、当社は直ちに当該広告宣伝を禁止するものとします。

第 4 条 (消耗品・付属品)

1. 機体本体の利用に必要な消耗品・付属品は、当社が指定するものを使用するものとします。当社が指定するもの以外を使用したことによる機体本体及び本ソフトウェアの不具合について、当社は何らの責任を負いません。

第 5 条 (売買契約の成立)

1. 本製品の売買契約は、当社の指定する本規約に紐づく申込書に対して、当社が請書を交付した場合に、お客様の請書受領日をもって成立するものとします。なお、当社が申込書の受領後 10 営業日以内に、お客様に拒絶を通知しない場合は承諾したものとみなし、申込書記載の発行日に遡って成立するものとします。
2. 売買契約には、本規約に定める各条件が適用されるものとします。なお、両者の事前の合意により、売買契約において本規約と異なる条件を定めることができるものとします。
3. 売買契約成立後は、売買契約の一部又は全部の取消し又は解除はできないものとします。ただし、一方当事者が相手方に売買契約の変更を申し入れた場合は、両者で協議のうえ合意により変更できるものとします。
4. 当社は、お客様の指定住所に本製品を納入するものとします。

第 6 条 (本製品の納入・納品書)

1. 本製品の納入方法、納入場所、納入期日その他本製品の納入に関する一切の事項は、申込書に定めます。
2. お客様は、当社の本製品のサービス開始通知を納品書とみなします。
3. 当社は、納入期日までに、納入すべき数量の本製品を納入することができない場合、履行遅延の理由及び変更後の納入期日について、直ちにお客様が指定した電子メールアドレスへの送信によりお客様へ通知します。この場合、当社は、当該変更後の納入期日までに本製品を納入できるよう最善を尽くすとともに、その進捗等を随時お客様に報告するものとします。
4. 本製品の納入遅滞が生じた場合、その原因がお客様の都合による納期変更や天災地変、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故その他当社の責に帰すことのできない事由によるときは、お客様は本製品の納期につき相当の日数の延長を認め、当社の当該遅滞責任を免責するものとします。

第7条 (本製品の検査)

1. お客様は、外観および機能の検査により、本製品の外観不良を発見した場合、納入日から5日以内に、当社にその旨及び内容を通知するものとします。
2. 当社は、前項の通知を受領した場合、不良製品を当社の費用及び責任において、直ちに引き取るものとします。
3. お客様は、第2項の場合、お客様の選択により、次の各号の全部又は一部を行使することができるものとします。
 - (1)個別契約の全部又は一部の解除
 - (2)本製品の交換請求
4. お客様は、数量確認の結果、本製品の数量不足又は超過が判明した場合、納入日から5日以内に、その旨を当社に通知するものとします。その場合、お客様の選択により、次の各号の全部又は一部を行使することができるものとします。
 - (1)個別契約の全部又は一部の解除
 - (2)数量不足分の補充の請求
 - (3)数量超過分を当社の費用及び責任において引き取る請求
5. お客様は、本条第1項、第2項及び第4項に定める期日までに、当社に対し検査結果を報告しなかった場合、納入された本製品は、当該期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。

第8条 (所有権の移転)

本製品のうち、機体本体にかかる所有権は、前条の(本製品の検査)に定める検査の合格時に、当社からお客様に移転するものとします。ただし、ソフトウェアにかかる知的財産権等一切の権利は、その権利者に帰属するものとし、機体本体の所有権移転によっても、お客様に対し譲渡され、又は移転等されるものではありません。

第9条 (危険負担)

本製品の納入前に、お客様の責によらない事由により本製品に滅失又は毀損が発生したときは、当社の負担とします。また、本製品の納入後に、当社の責によらない事由により本製品に滅失又は毀損が発生したときは、お客様の負担とします。

第 10 条 （禁止事項）

1. お客様は、本製品を保有する間、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 本製品の日本国外への持出し、日本国外での利用
 - (2) 当社に無断で第三者に再貸与、譲渡、又は第三者と共同利用すること
 - (3) 清掃、運搬目的以外による本製品の使用、本製品の説明書又はマニュアルで禁止する使用すること
 - (4) 本製品の分解又は改造をすること
 - (5) 本ソフトウェア及び本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正又は二次的著作物の創造、データの抽出及び公開をすること
 - (6) 当社（グループ会社を含む）、ライセンサー又は製造メーカーが保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上又は契約上保有する権利を侵害する行為
 - (7) 当社（グループ会社を含む）、製造メーカーもしくはライセンサーの信用を毀損する行為、又は他人に対するいやがらせ、もしくは誹謗中傷を目的とする行為
 - (8) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
 - (9) 個別契約に基づき発生する自己の権利義務の全部又は一部を、当社の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供する行為
 - (10) その他、当社が不適切と判断した行為

第 11 条 （代金の支払い）

本製品の売買代金については、申込書ならびに注文請書に定めた支払い期日に準拠するものとします。なお、申込書ならびに注文請書に支払い期日の指定がない場合については、納品月の月末締め翌月末支払いとするものとします。

第 12 条 （権利の帰属と非侵害）

1. 本製品にかかる知的財産権は、製造メーカー、ライセンサーその他の権利者にそれぞれ帰属します。
2. 当社及びお客様は、本製品の売買取引において、当該権利者の権利を侵害し、又は権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行ってはならないものとします。
3. 当社は、本製品が第三者の知的財産権（日本国外において成立する権利を含みます。以下同じ。）を侵害していないものであることを、権利者に代わってお客様に保証するものとし、万が一、知的財産権その他の権利の侵害のおそれ又は権利

侵害のクレームを認識した場合は、すみやかにその旨をお客様に通知したうえ、お客様による本製品の販売及び利用者による本ソフトウェアの利用が継続できるよう、権利者と共に措置をとるものとします。

4. 前項に規定する措置の実施にもかかわらず、お客様が第三者に対し、何らかの損害賠償義務等を負担することとなった場合、お客様は当社に対し、実際に発生した損害額及び当該対応に要した費用（弁護士等の費用を含む）を上限として、賠償請求することができるものとします。

第 13 条 （品質保証）

1. 以下の各号に定める事項について、製造メーカー並びに当社がお客様に保証するものとします。
 - (1) 個別契約に定める品質、機能、性能等に合致していること
 - (2) 個別契約及び本製品にそれぞれ適用される法令、ガイドライン（公的規格・規制等を含みます。）を遵守していること。

第 14 条 （品質保証違反の措置）

1. 当社が、前条に定める保証事項に違反した場合（そのおそれがある場合を含みます。）、当社は、ただちにその旨当社を通じてお客様に通知し、第三者との紛争の有無にかかわらず、お客様の承諾を得たうえで、すみやかに当社の費用と責任において、当該違反を是正する措置を講じます。なお、当該措置には、第三者から必要な権利許諾を受けること、第三者の権利の侵害又は欠陥が存在しないものに修正又は改変することを含みます。

第 15 条 （重大事故）

1. 当社は、重大事故に関し、関係法令、ガイドライン等を遵守するとともに、当社の費用及び責任において、次の各号の事項を含む体制を整備し、実行するものとします。
 - (1) 重大事故の未然防止及び被害の拡大防止のために、代理店等及び行政機関等と連携・協力し、事故情報を入手すること。
 - (2) 重大事故が発生した場合、迅速かつ適切に当該重大事故に関する次の事項を実施すること。
 - (i) 顧客対応
 - (ii) 現地調査
 - (iii) 現品回収
 - (iv) 行政対応
 - (v) 情報収集・分析
 - (vi) その他必要な対応
 - (3) 重大事故の原因究明を迅速かつ適切に実施し、被害の拡大防止及び再発防止の施策を実施すること。

(4) 重大事故に関する情報の収集、分析結果及び原因究明結果を踏まえて、リコールの是非及び内容について、迅速かつ適切に判断し行動すること。

2. 当社は、本製品に重大事故を発見した場合（自ら発見する場合もしくはお客様又は公的機関等を通じて発見する場合を問わないものとします。）、またはその恐れがある場合、お客様にその旨を通知しなければならないものとします。

第 16 条 （アップデート）

1. お客様は、ライセンサーがいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変（以下「アップデート等」といいます。）を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について事前に通知されないことを承諾するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、ライセンサーによるアップデート等により、本製品の仕様、品質又は機能等が変更になる場合、当社は可能な限りすみやかに、その旨及び変更後の内容を、お客様に通知するものとします。ただし、お客様による本製品の通常の使用に影響を与えない軽微な変更はこの限りではありません。
3. 当社は、ライセンサーによるアップデート等の目的が、本製品に生じている問題を解決するものである場合、アップデート等の実施後の本ソフトウェアのインストール、再起動をお客様に行わせるよう、お客様に依頼することができるものとします。

第 17 条 （データ利用）

1. お客様は、サービスの適正な運用のため、当社、グループ会社、製造メーカー、ライセンサー及びライセンサーが指定する第三者が、機体本体及び本ソフトウェアの利用により得た情報（走行情報、マップ等）を閲覧、処理、保管・管理することを、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社、製造メーカー、及びライセンサーは、個別契約終了後も、前項の情報を匿名化したうえで保有し、利用できるものとします。

第 18 条 （本製品の問い合わせ・保守・サポート）

1. 保守サービスは、当社が運営する問い合わせ窓口をお客様に提供するものとし、当該保守の詳細は、別紙 3「保守要綱」に定める通りとします。
2. 本製品の保守のうち、有償対応が必要になる場合は、保守が有償であること及び有償保守の内容について、当社が事前にお客様に説明するものとします。

第 19 条 （免責）

1. 製造メーカー並びに当社は、本製品に製造物責任法第 2 条第 2 項に定める欠陥がないこと、及びバグ等の瑕疵その他の不具合が存在しないことを保証するものではありません。

2. 当社は、自己の故意又は重大な過失に起因する場合、又は本規約に別段の定めがある場合を除き、本製品の有用性、正確性及び完全性等について、明示又は黙示にも一切保証をするものではなく、本製品の変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生したお客様の損害について、損害賠償責任その他一切責任を負わないものとします。
3. 当社は以下の各号の事項については一切の責任を負わないものとし、お客様が自己の責任で解決するものとします。
 - (1) お客様が本規約に違反した結果、お客様及び第三者に生じた損害
 - (2) 情報の消失等により生じたお客様の損害

第 20 条 （秘密保持）

1. 当社、製造メーカー、グループ会社及びお客様は、個別契約において秘密である旨を明示して開示された相手方の情報（以下「秘密情報」といいます。）を漏洩し、又は相手方の事前の書面による承諾を得ないで、個別契約の履行目的以外に利用し、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合及び個別契約の履行目的で委託先（第 25 条に定義します。）に開示する場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 開示者の開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
 - (3) 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
2. 当社、製造メーカー、グループ会社及びお客様は、秘密情報について、法律、規則、政府又は裁判所の命令等によって、官公庁又は裁判所から開示が義務付けられた場合、その目的達成のために必要最小限の範囲において、秘密情報を行政庁又は裁判所に対して開示することができます。但し、この場合、法律上許容される範囲で、事前又は開示後速やかに相手方にその旨を報告するものとします。
3. 本条の規定は、個別契約の終了後も 3 年間は有効に存続するものとします。

第 21 条 （個人情報等の利用）

1. 当社、製造メーカー及びグループ会社は、お客様に係る個人情報（担当者氏名、住所、電話番号及び契約者識別番号等の法人情報を含む情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。
 - (1) お客様からの本製品に関する問合せ対応及び保守サービスの提供
 - (2) 代金、有償保守等の請求に関する手続きの案内、その他関連情報の提供
 - (3) 本製品利用状況の管理及び管理サービスの提供
 - (4) 本製品及び本ソフトウェアにかかる各種案内（新製品及びイベント等の案内を含む。）
 - (5) 市場調査及びその分析

- (6) 当社又は当社が扱う他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - (7) 情報通信業界の発展及びお客様へのサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - (8) 本製品の保守又は故障対応等の取扱い業務
 - (9) 法令の定め又は行政当局の通達・指導等に基づく対応
2. お客様は、本条第 1 項に定めるところにより、当社、製造メーカー及びグループ会社が個人情報を利用することに同意するものとします。
 3. 当社は、本条第 1 項の業務において、お客様にかかる情報をライセンサー及び業務委託先と共同で利用できるものとします。
 4. 本サービスの提供期間終了後も、お客様サポートのため、お客様の従業員等の個人情報を保管することがございます。
 5. 当社の個人情報の取り扱いについては、前各項に定めるほか、下記 URL をご確認ください。
(<https://www.irisohyama.co.jp/privacy/>)

第 22 条 (損害賠償)

当社及びお客様は、個別契約に基づく債務の履行、不履行又は自己の責により個別契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、個別契約の解除の有無にかかわらず、その相手方が直接かつ実際に被った損害について賠償責任を負うものとします。ただし、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無にかかわらず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第 23 条 (不可抗力)

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関又は仕入元の事故・破産等、その他当社の支配が及ばない事由による個別契約の全部又は一部の履行遅滞もしくは履行不能が生じた場合、当社はその旨ただちにお客様に通知するものとします。
2. 前項の事由が 1 ヶ月以上継続し、当社が個別契約に基づく履行が不可能と判断する場合は、その旨お客様に通知したうえで個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 24 条 (再委託)

当社は、本サービスの提供のため、第三者（再委託する第三者等を含み、以下「委託先」と総称します。）に業務を再委託することができるものとします。委託先に対し、第 21 条に定める甲の秘密保持義務を含めた甲の義務と同等以上の義務を負わせるものとします。

第 25 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお客様は、自己の代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者又は個別契約を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 当社及びお客様は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 相手方又は第三者に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて相手方もしくは第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
3. 当社及びお客様は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
4. 当社及びお客様は、相手方が本条第 1 項又は本条第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社とお客様間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
5. 前項の規定により、相手方から当社及びお客様間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、当社及びお客様は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。
6. 当社及びお客様は、本条第 4 項の規定により当社とお客様間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 26 条 （契約の解除）

1. 当社又はお客様が次の第 1 号から第 6 号の一に該当した場合、相手側は、何ら催告することなしに、個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (2) 支払不能もしくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき
 - (3) 営業の廃止もしくは変更、または合併によらない解散の決議をしたとき
 - (4) 振出し又は裏書した手形、もしくは小切手の決済ができなかったとき、又は手形取引上の交換停止処分を受けた時
 - (5) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的自体が生じたとき
 - (6) 相手方に対して虚偽の事実を告げたととき、又は相手方に通知した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
 - (7) お客様が本サービス契約に違反した場合において、当社が相当期間を定めて当該違反事由の解消を求めたにもかかわらず、解消しなかったとき
 - (8) 利用料金の支払いを滞納したとき

2. 当社又はお客様が個別契約に違反した場合、相手方は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該機関経過後、なおも違反当事者が事由を解消しなかったときは個別契約を解除することができるものとします。
3. 前 2 項により個別契約が解除された場合、当社又はお客様が解除された個別契約において有する債務は期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を相手方に弁済するものとします。
4. 前 3 項の規定は、当社又はお客様から違反当事者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
5. 本製品の納入日からその返却期限までに、本製品が損傷したとき、又は本製品を使用および収益することができない期間（本製品の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。）が生じたときであっても、お客様は、その原因のいかんを問わず、レンタル料金の支払を拒むことができません。また、この場合において、お客様がこの契約に基づくお客様の目的を達成することができないときであっても、お客様はこの契約を解除することができません。
6. 個別契約は、初回レンタル期間満了までの間に、お客様の申出により解約することはできません。

第 27 条 （残存条項）

個別契約の終了後も、第 9 条（危険負担）、第 11 条（禁止事項）、第 14 条（品質保証）から第 16 条（重大事故）、第 17 条 2 項（データ利用）、第 19 条（免責）から第 22 条（損害賠償）、第 28 条（紛争処理）から第 30 条（協議）及び本条の規定は、有効に存続するものとします。

第 28 条 （法令等の遵守）

当社及びお客様は、個別契約の履行に際して、関連する全ての法規、規則及び命令を遵守しなければならないものとします。

第 29 条 （紛争処理）

本規約の準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条 （規約の変更）

当社は、お客様の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、本規約の各条件は、変更後の本規約の内容によります。当社は可能な限り速やかに、変更後の内容を書面、電子メール又はウェブサイト等により通知・公表するものとします。

第 31 条 （協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の履行に疑義が生じた場合は、お客様と当社の双方で誠意をもって協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

【2021年11月1日制定】

【2022年5月17日改定】

【2022年6月10日改定】

【2024年7月5日改定】

本サービス内容一覧

第 1 条 以下に本規約の合意で購入可能なサービスプランを記載します。但し、個別契約の申込みにあたりお客様はプランを選択し、各プランの規定に準じるものとします。

(1) サービスプラン一覧

ロボット	分類	商品	内訳	期間
Whiz i	売買	Whiz i 買取プラン	<ul style="list-style-type: none"> - Whiz i アイリスエディション 1 式 - Whiz i アイリスエディション 提供品 1 式 - 本ソフトウェアの利用ライセンス - サポートサービス 	-
Whiz i	オプション	消耗品定期配送パック	消耗品定期配送パック	60 ヶ月
Whiz i	オプション	サイドモップ	サイドモップ	-
Whiz i	オプション	WhizScreen 基本セット	<ul style="list-style-type: none"> - WhizScreen 本体 - モバイルバッテリー 	-
Whiz i	オプション	WhizScreen サテライトタグセット	<ul style="list-style-type: none"> - サテライトタグ (20 個) - タグクッション (7 個) 	-
Whiz i	オプション	WhizScreen ポールセット	ポール (2 本)	-
Whiz i	オプション	サテライトタグ (単品)	サテライトタグ 10 個	-

Whiz i	オプション	ポール (単品)	ポール 1 本	-
Whiz i	オプション	タグクッション (単品)	タグクッション 7 個	-
Whiz i	オプション	WhizScreen オンサイトサポート	WhizScreen オンサイトサポート	-
Whiz i	スポットサービス	オンサイトサポート	-オンサイトサポート	-

提供価格は申込書を参照

第 2 条 (サービス仕様一覧)

1. サービス仕様は、以下の通りです。

(1) Whiz i アイリスエディション購入品・提供品

Whiz i アイリスエディションを購入した際にお送りする製品一覧です。

送付品	分類	個数
アイリスエディション本体(バッテリー内蔵)	本体	1 個
Whiz i 充電器	付属品	1 個
Whiz i 充電ケーブル	付属品	1 個
Whiz i ブラシ	-	1 個
Whiz i HEPA フィルター	-	2 個
Whiz i ブレード	-	1 個
Whiz i バキュームモーターフィルター	-	1 個
Whiz i 紙パック	-	1 セット (10 枚)
ホームロケーションコード	-	1 セット (10 枚)
マイクロファイバークロス	-	1 個
Whiz i 梱包箱	付属品	1 個
Whiz i お知らせゼラー(RX)	付属品	1 個

Whiz i お知らせブザー(TX)	付属品	1 個
Whiz i お知らせブザー充電ケーブル	付属品	1 個
Whiz i お知らせブザー梱包箱	付属品	1 個

(2) 本ソフトウェアの利用ライセンス

1. 本ソフトウェアを 60 ヶ月利用できるライセンスの提供とする。

(3) サポートサービス

1. ロボットに対して提供する共通のサービスです。別紙 3 保守要綱の通りとします。

(4) 消耗品定期配送パック

1. 本サービスは Whiz i アイリスエディションの利用に必要な消耗品を定期的に配送するサービスです。消耗品定期配送パック (TRP 移行専用) については、Whiz 業務改善トライアルパッケージを経由しお申込みいただいたお客様のみ申込できることとします。

提供製品	消耗品定期配送パック	消耗品定期配送パック (TRP 移行専用)
	定期配送 ※頻度は各項目参照	定期配送 ※頻度は各項目参照
紙パック	1 セット(10 枚/1 セット) ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 3 か月後の月	1 セット(10 枚/1 セット) ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 2 か月後の月
ブラシ	1 個 ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 3 か月後の月	1 個 ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 2 か月後の月
HEPA フィルター	1 セット(2 個) ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 3 か月後の月	1 セット(2 個) ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 2 か月後の月
ブレード	1 個 ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 3 か月後の月	1 セット(2 個) ※3 ヶ月に 1 回、初回発送は消耗品定期配送購入月の 2 か月後の月

(5) -1 (消耗品の納入・納品書)

1. 消耗品の納入方法、納入場所、納入期日その他消耗品定期配送パックの納入に関する一切の事項は、申込書に定めます。なお、当社はお客様が個別契約期間中に納入場所の変更を指示した場合、それに従うものとします。
2. 当社は、納入後と同時に、納品書をお客様に提出しなければならないものとします。
3. 当社は、納入期日までに、納入すべき数量を納入することができない場合、履行遅延の理由及び変更後の納入期日について、直ちにお客様が指定した電子メールアドレスへの送信によりお客様へ通知します。この場合、当社は、当該変更後の納入期日までに消耗品を納入できるよう最善を尽くすものとともに、その進捗等を随時お客様に報告するものとします。
4. 消耗品の納入遅滞が生じた場合、その原因がお客様の都合による納期変更や天災地変、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故その他当社の責に帰すことのできない事由によるときは、お客様は消耗品の納期につき相当の日数の延長を認め、当社の当該遅滞責任を免責するものとします。

(5) -2 (消耗品の検査)

1. お客様は、当社から前条に従って消耗品の納入及び納品書の提出があった場合、遅滞なく納入場所において外観検査及び数量確認を実施し、合格した場合、お客様は納入日から 3 日以内に、所定の受領書を当社に提出するものとします。
2. お客様は、外観検査により、本製品の不良を発見した場合、納入日から 3 日以内に、当社にその旨及び内容を通知するものとします。
3. 当社は、前項の通知を受領した場合、お客様の指示に従い、外観不良製品を当社の費用及び責任において、直ちに引き取るものとします。
4. 当社は、本条第 1 項、第 2 項に定める期日までにお客様が当社に対し検査結果を報告しなかった場合、納入された本製品は、当該期間の経過をもって、検査に合格したものとみなします。

(6) サイドモップオプション

1. 本サービスは Whiz i アイリスエディションのオプションとして購入出来るサービスです。

提供製品	分類	付属品 + 消耗品	
		購入	提供品
サイドモップブラケット	付属品	1 個	-
モップ	消耗品	-	240 個

ネジ	付属品	-	4 個
六角レンチ	付属品	-	1 個

(7) あんしん保証プラス

1. 本サービスは、レンタルサポートサービスの提供レベルの拡充拡張が出来るサービスです。
別紙 4「あんしん保証プラス」の通りとします。

(8) オンサイトサポート

1. 本サービスは、機体本体の店舗移動や清掃のルート変更等の訪問を希望する場合に購入出来るサービスです。
2. お客様は前項の作業完了を確認し、所定の検収書を当社に提出するものとします。

提供サービス	提供内容
オンサイトサービス	訪問（4 時間） -ルート変更 -店舗移動 -その他訪問業務

- (9) 初期設置および、オンサイトサポートキャンセルポリシー 訪問日時のご変更、キャンセルは訪問日の 5 営業日前までに弊社までご連絡をお願い致します。

訪問日 4 営業日前を過ぎての変更及びキャンセルについては、オンサイトサポート提供価格の 100%を変更およびキャンセル料金としてご請求させていただきます（提供価格は申込書を参照）。

変更ご連絡	キャンセルポリシー
訪問日 5 営業日前までのご連絡	0%
訪問日 4 営業日～当日のご連絡	提供価格の 100%を請求

(10) WhizScreen

1. 本サービスは、Whiz i アイリスエディションのオプションとして購入できる製品です。

別紙 2

修理要綱

第 1 条 (修理の実施)

1. 当社は、修理に関し、お客様から依頼及び申告に応じて修理業務を実施します。なお、当社は、第三者に当該修理業務を委託する場合があります、これについてお客様は予め承諾するものとします。
2. 当社又は当社が修理業務を委託した第三者（以下、「修理委託先」といいます。）は、修理に関し、破損状況が甚大であること等により、修理依頼品を確認することが困難であるときは、当該修理依頼品を修理することなく返却します。
3. 当社又は修理委託先は、修理を実施する場合、機体本体のデータ削除又は初期化する場合があります。ただし、可能な限りにおいて事前にお客様にその旨を通知します。

第 2 条 (修理の完了)

1. 当社又は修理委託先は、修理が完了した場合、あらかじめお客様と合意した方法で結果を通知します
2. 修理に関する修理完了品の返却先は当社又は修理委託先とお客様で別途協議するものとします。

第 3 条 (修理期間)

1. 当社又は修理委託先は、修理に関し、修理依頼品到着から 30 日以内に、修理を完了させることに努めるものとします。なお、当社又は修理委託先は 30 日を超えることが明らかになった場合は、速やかにお客様に通知するものとします。
2. 事象に応じて追加調査が必要と当社又は修理委託先が判断した場合は、前項の限りではないものとします。また、年末年始、お盆等の社会的に長期休暇を認知されている場合の対応は、別途協議の上決定します。

第 4 条 (修理保証)

1. 修理拠点出荷後 14 日以内に、修理完了品が修理原因と同一箇所かつ同一事象の場合、当社の費用及び負担により、再度修理します。

第 5 条 (修理費用)

1. 修理費用は、当社又は修理委託先からお客様に事前に別途見積書にて提示します。

第 6 条 (修理代金請求)

1. 加入しているサポートサービス及びあんしん保証 + の保証範囲を超えた修理については、別途見積の上、有償修理となります。
2. 当社は、毎月 20 日締めにて、修理が完了した機体本体の修理代金を算出します。
3. お客様は、前項の締日の翌月末日（金融機関の休業日に該当する場合は前営業日）までに、当社が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により、修理代金を支払うものとします。なお、振り込みに係る手数料は、お客様の負担とします。
4. 当該費用の算出対象は別紙 3「保守要綱」の条件（期間の条件除く）を満たしたもののうち、機体本体（お知らせブザー、おしらせブザーの充電台、バッテリー、充電器、その他物品を除く）の修理費用とします。
5. 当社からお客様への初回出荷日から 5 年経過した場合は、前項は適用されないものとします。

別紙 3

保守要綱

1. お客様は、本製品について、理由の如何を問わず毀損が発生した場合、当社所定のヘルプデスクに申告を行うものとします。
2. 機体本体（お知らせブザー、お知らせブザーの充電台含む）及び Whiz Screen は、初回契約開始日から起算して満 1 年以内に製造上に起因する故障が生じた場合は無償で修理又は交換するものとします。
3. バッテリー及びその充電器は、当社がお客様へのお荷物から満 6 カ月のいずれか短い期間に製造上に起因する故障が生じた場合は無償で修理又は交換するものとします。
4. 第 1 項、2 項に該当しない物品（紙パック等の消耗品）については、当社がお客様へのお荷物から 14 日間以内に申告のあった製造上の不良は、初期不良として未使用品に限り無償で交換するものとします。
5. 第 1 項から第 3 項に記載の期間内でも以下の各号のいずれかを原因とする故障又は損傷と当社が合理的に判断した場合には、有償での対応とします。
 - a. お客様、およびその顧客、又は第三者の故意又は過失もしくは法令違反
 - b. 説明書等に記載の使用方法及び注意事項に反する利用
 - c. 屋外での利用
 - d. 飛行機機内への持ち込みや、海外での利用
 - e. 戦争・テロ・動乱・暴動等
 - f. 火災、水害、落雷、凍結、その他の天災等、当社の責に帰すべき事由によらない場合
 - g. フィルター交換などのお客様の保守管理の問題
 - h. その他お客様、顧客の責に帰すべき事由に起因する場合
 - i. 当社以外で、修理・改造・塗装等された形跡があると当社が認めた場合
 - j. 故障の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった場合

- k. 本製品の購入に関する代金の支払いを現に怠っている場合
 - l. 消耗品の消耗
 - m. 外装の破損が確認できた場合
6. 当社が製品の診断を実施し、製造上に起因する故障が認められない場合、又は前項にて有償での対応に該当する場合、事前にお客様に見積書を提示の上、発生する診断作業費等の対応に要する費用を請求します。
7. (カスタマーサポートサービスレベル)

項目	窓口対応
ロボット	Whiz
対応時間	平日 月曜日から金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 営業時間 9:00～18:00
問合せ方法	電話窓口 0120-257-485

あんしん保証パック+について

1. 申込みに関して

- (1) あんしん保証パック+（以下、本付加サービス）は「サポートサービス」に加入のお客様のみ付加サービスとして加入の選択が可能です。申し込みは Whiz i の契約時または、お客様への納品日から起算し満 6 カ月未満の未アクティベーション機体本体のみが申込可能となります。その他のタイミングでの加入はできません。
- (2) 本サービスの加入には機体の契約番号と RIN 番号が必要となります。

2. 免責範囲

本規約に定める故障又は損傷の場合の有償修理にかかる修理代金、並びに未返却・紛失損害金のうち、下記原因によるものは免責となります。

- (1) お客様及び第三者の過失によって生じた故障、水濡れ、損傷
(故意によるものや、当社が悪質であると判断したものは適用外となります)
- (2) 戦争・テロ・動乱・暴動等によって生じた故障又は損傷
- (3) 犯罪によって生じた故障等の場合(適用には被害届の受理番号が必要となります)
- (4) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障又は損傷
- (5) 犯罪等を起因とした未返却(盗難届、または被害届の受理番号が必要となります)

3. サービス提供対象

- (1) 本付加サービスは申し込み時に指定された下記製品を対象とします。
・ロボット:機体本体 1 台
- (2) 複数台に適用する場合、台数分のお申し込みが必要となります。

4. 有効期間について

- (1) 本付加サービスの有効期間は、5 年間となります。
- (2) 上記の有効期間は、当社からお客様への機体の納品後、お客様との初回契約開始日から起算します。

5. 一部原因の適用条件本付加サービスの適用に被害届や盗難届が必要な原因につきましては、問い合わせ前に受理番号の申告が必要となります。あんしん保証パック+ 適用の申請時以外の申告につきましては適用の範囲外となります。事前に届出の受理番号を取得した上でお問い合わせください。

6. 解約手続き本付加サービス申込後、いかなる場合でも、本付加サービスを解約することはできません。

別紙 5

なお、本サービスの終了時点で存在するお客様の一切の債務については、本付加サービス終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

故障時代替機貸出サービスについて

1. サービス内容に関して

「故障時代替機貸出サービス」（以下、代替機貸出サービス）は「サポートサービス」加入のお客様にのみに提供する付加サービスです。修理を伴う故障が発生した際、修理が完了するまでの一定期間代替機を貸し出します。

2. 有効期間について

- (1) 代替機貸出サービスの有効期間は、「サポートサービス」の期間に準じます。
- (2) 貸出中の代替機に、以下の各号のいずれかを原因とする故障又は損傷と当社が合理的に判断した場合、貸出中の代替機の修理代金を別途請求します。お客様へ修理機体発送後、4 週間以内に代替機が未返却の場合は未返却・紛失損害金の実費相当を請求します。なお、「あんしん保証パック+」への加入時は、未返却・紛失損害金に関して「あんしん保証パック+」第 2 項の免責範囲に準じます。
 - a. お客様、顧客又は第三者の故意又は過失もしくは法令違反
 - b. 説明書等に記載の使用方法及び注意事項に反する利用
 - c. 屋外での利用
 - d. 飛行機機内への持ち込みや、海外での利用
 - e. 戦争・テロ・動乱・暴動等
 - f. 火災、水害、落雷、凍結、その他の天災等、当社の責に帰すべき事由によらない場合
 - g. フィルター交換などのお客様の保守管理の問題
 - h. その他お客様、顧客の責に帰すべき事由に起因する場合
 - i. 当社以外で、修理・改造・塗装等された形跡があると当社が認めた場合
 - j. 故障の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった場合
 - k. 本製品の購入に関する代金の支払いを現に怠っている場合
 - l. 消耗品の消耗
 - m. 外装の破損が確認できた場合

別紙 6

- (3) 貸出中の代替機の紛失、転売、分解等、当社が悪質だと判断した事象が原因で返却が出来ないことが発覚した場合、上記の金額に加えて別途違約金を請求します。

3. サービスの制限

代替機貸出サービス用の在庫数には限りがあります。申し込みの集中時などサービスが利用できない場合があります。

Whiz Screen について

1. 申込みに関して

Whiz Screen（以下、WhizScreen）は、本製品を利用するお客様が購入可能です。

2. 利用について

お客様は、本製品を利用する際、「Whizscreen 重要事項説明書」に記載ある事項を遵守し利用するものとする。

3. 保守要項について

本製品の保守要項は、別紙 3「保守要項について」に記載の通りとします。